

夢多き  
若者たちに  
エールを！

# 若者 ふるさと 応援便

島外で暮らす本市出身の18歳～21歳<sup>\*</sup>の若者へ、  
応援の気持ちを込めて特産品を届けます。○<sup>\*</sup>令和8年4月1日時点

内容

「南あわじマルシェ」で使える  
10,000円分の  
ポイントを進呈

申請期間

令和8年6月15日(月)  
～  
令和9年1月31日(日)



〈南あわじ市特産物通販サイト〉  
MINAMI-AWAJI  
MERCHE  
南あわじマルシェ

南あわじマルシェは、今や全国ブランドとなった  
「淡路島たまねぎ」や「淡路島3年とらふぐ」、「淡  
路ビーフ」などの特産物を販売する、南あわじ市  
の公式通販サイトです。



[marche-373awaji.jp](https://marche-373awaji.jp)

南あわじマルシェ

※令和7年度以前に申請された方も再度申請が必要です。



南あわじ市

# 若者ふるさと応援便が 島外で頑張る若者をサポートします！



〈 内 容 〉 1人につき、南あわじマルシェで使える10,000円分のポイントを付与

〈 申請期間 〉 令和8年6月15日(月)～令和9年1月31日(日)

〈 対 象 者 〉 以下の条件をすべて満たす方

- 令和8年4月1日時点で年齢が18歳～21歳の方(平成16年4月2日～平成20年4月1日生まれの方)
- 申請日時点で、住民票の異動の有無に関わらず、日本国内かつ淡路島外に居住している方
- 出生から高校卒業までの間に南あわじ市(旧 4町含む)に住民登録があった方
- 本市に帰省先があり、当該所在地に血縁関係者(直系親族または3親等以内の傍系親族)の住民登録がある方

※対象者の要件を確認するため、住民基本台帳との照合をおこなうことに同意のうえ、申請してください。

※申請は同一年度内に一度のみ有効です。

※令和7年度以前に申請された方も再度申請が必要です。

〈 申請方法 〉 スマートフォンなどによる電子申請

- 下の二次元コードから電子申請ができます。
- 生年月日が確認できる書類(免許証、マイナンバーカード、資格確認書 等)の添付が必要です。
- 南あわじ市若者ふるさと応援便アンケート調査にご協力をお願いします。

※通知等はメールでおこないます。また、登録されたメールに市の情報等をお伝えすることがあります。



以前に申請  
(ポイント付与)された  
ことがある方へ

令和7年度以前に申請され、ポイントが付与されたことがある方で対象者年齢内の方には、令和8年6月以降順次登録メールアドレスへ案内をお送りいたします。案内メールをご確認のうえ、対象者に該当する方は手続きをお願いします。なお、メールが届いていない場合は、ふるさと創生課までお問い合わせください。

※特産物通販サイト「南あわじマルシェ」のログインIDおよびパスワードは、そのまま使用していただけます。ご不明な場合は南あわじ市つながり開発室までお問い合わせください。

お問い合わせ

《 若者ふるさと応援便 》

南あわじ市ふるさと創生課 ☎ 0799-43-5205  
✉ furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp

《 特産物通販サイト「南あわじマルシェ」 》

南あわじ市つながり開発室 ☎ 0799-43-5251  
✉ furusatonouzei@city.minamiawaji.hyogo.jp